

植物防疫法の一部を改正する法律案要綱

第一 侵入調査の実施

一 農林水産大臣は、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動植物であつて、次のいずれかに該当するものとして農林水産大臣が指定するもの（二において「侵入警戒有害動植物」という。）の国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業を行うものとする。

(一) 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの
(二) 既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域への侵入を特に警戒する必要があるもの
(第十六条の六及び第十六条の七関係)

二 侵入警戒有害動植物が、新たに国内に侵入し、又はまん延するおそれがあると認められた者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所長又は都道府県知事に通報しなければならないものとする。

(第十六条の八関係)

第二 緊急防除の迅速化

一 農林水産大臣は、緊急防除の対象となる有害動植物のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものとして農林水産省令で定めるものについて、緊急防除の実施に関する基準を定めることができるものとし、当該基準に従って緊急防除を行うときは、防除を行う区域及び期間、防除の内容等に関する事前の告示の期間を十日まで短縮することができるものとする事。

(第十七条の二関係)

二 農林水産大臣が、緊急防除を行うため譲渡又は移動を制限し、又は禁止することができる対象として、有害動植物並びに有害動植物が付着し、又は付着しているおそれがある土及び農機具又は運搬用具その他の物品を追加するとともに、消毒、除去、廃棄等の措置を命ずることができる対象として、有害動植物及び有害動植物が付着し、又は付着しているおそれがある土を追加すること。

(第十八条第一項第二号及び第三号関係)

三 緊急に防除を行う必要があるため事前の告示を行ういとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、告示をしないで、緊急防除に関する命令をし、又は植物防疫官に必要な措置をさせることができるものとする事。

(第十八条第二項関係)

第三 国内に広く存在する有害動植物への対応の強化

一 「総合防除」とは、有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいうものとする。

(第二十二條第二項関係)

二 農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を定めるものとし、都道府県知事は、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画(三において「総合防除計画」という。)を定めるものとする。

(第二十二條の二第一項及び第二十二條の三第一項関係)

三 都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があるときは、総合防除計画に、指定有害動植物の種類ごとの発生予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項(四の異常発生時の防除に係るものを含む。以下「遵守事項」という。)を定めることができるものとする。

(第二十二條の三第三項関係)

四 農林水産大臣は、指定有害動植物が異常な水準で発生したと認められる場合(以下「異常発生時」と

いう。)であつて、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に、当該指定有害動植物の異常発生時の防除に関する措置を行うよう指示することができるものとする。

(第二十四条第一項関係)

五 都道府県知事は、指定有害動植物について遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うものとする。

(第二十四条の二関係)

六 都道府県知事は、五による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われなため、指定有害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合(異常発生時の防除に係る遵守事項に即した防除が行われない場合にあつては、指定有害動植物の急激なまん延を防止するために必要があると認める場合)には、当該農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができるものとともに、これに従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第二十四条の三関係)

第四 植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡大等

一 立入検査

(一) 植物防疫官が立入検査を行うことができる場合として、有害動植物であることの疑いのある動植物、有害動植物が付着しているおそれがある土又は農機具その他の農林水産省令で定める物品（以下「指定物品」という。）があることを認める場合を追加すること。
(第四条第一項関係)

(二) 植物防疫官は、立入検査の結果、有害動植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、当該有害動植物の廃棄を命じ、又は土若しくは指定物品の消毒を命じることができるものとする。
(第四条第二項関係)

二 国際植物検疫

(一) 検疫有害動植物の定義を改め、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であつて、次のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定めるものをいうものとする。

1 国内に存在することが確認されていないもの

2 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又は

そのまん延を防止するための措置がとられているもの

(第五条の二第一項関係)

- (二) 指定物品のうち検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるもの(以下「検疫指定物品」という。)について、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならないものとする。 (第六条第一項関係)

- (三) 農林水産省令で定める地域から発送された植物又は検疫指定物品で、輸入植物等の検査を的確に実施するため農林水産省令で定める基準に適合していることについてその輸出国で検査を行う必要があるものとして農林水産省令で定めるものについては、輸出国の政府機関によりその検査の結果当該基準に適合していることを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならないものとする。 (第六条第二項関係)

- (四) 検疫指定物品を輸入した者は、植物防疫官の検査を受けなければならないものとする。

(第八条関係)

- (五) 輸入国がその輸入につき、植物検疫に係る輸出国の検査証明を必要としている物品を輸出しようとする

する者は、植物防疫官の検査を受け、かつ、植物検疫証明書の交付を受けた後でなければ、これを輸出してはならないものとする事。 (第十条第一項関係)

(六) 植物防疫官は、入国者及び出国者に対して、その携帯品のうちに検査を要する植物、物品等が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、当該携帯品の検査を行うことができるものとする事。 (第八条第八項及び第十条第六項関係)

三 国内植物検疫

他の地域への移動の制限及び船舶、車両等への積込み等の禁止命令の対象に、農林水産省令で定める地域内にある指定物品を追加する事。 (第十六条の二及び第十六条の四関係)

第五 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

一 植物防疫官は、登録検査機関が、輸入国の要求に適合している旨の確認をした植物又は物品及びこれらの容器包装については、植物検疫に係る検査証明のための検査の一部を行わないことができるものとする事。 (第十条第五項関係)

二 登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産大臣に登録の申請をしなければならないものと

し、農林水産大臣は、その者が、登録に係る欠格条項に該当せず、登録に係る検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者が登録に係る検査を行うことその他の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないものとする。

(第十条の二から第十条の四まで関係)

三 その他登録検査機関の登録及び登録に係る検査の業務について所要の規定を定めるものとする。

(第十条の四から第十条の十八まで関係)

第六 罰則の強化

一 国際植物検疫に係る違反に係る罰金の上限を三百万円に引き上げるものとする。

(第三十九条関係)

二 登録検査機関に係る違反に係る罰則について定めること。

(第四十一条第一項第四号及び第二項、第四十二条第六号から第八号まで並びに第四十五条関係)

三 国際植物検疫、国内植物検疫又は緊急防除に係る違反行為を法人の代表者等がした場合におけるその法人に対する罰金の上限を五千万円に引き上げるものとする。

(第四十三条第一号関係)

四 指定有害動植物の防除に係る都道府県知事の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処するもの

とすること。

(第四十四条関係)

第七 その他

一 法律の目的に、有害動植物の発生の予防を追加すること。

(第一条関係)

二 有害植物の定義に、直接又は間接に有用な植物を害する草を追加すること。

(第二条第二項関係)

三 農林水産大臣は、検疫有害動植物を定める農林水産省令等を定めようとするときは、あらかじめ、有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならないものとする。

(第五条の二第二項等関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し、所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第十三条まで関係)